

# プロジェクト製造事業者等の 回収システムの構築状況について

- NECディスプレイソリューションズ株式会社
- セイコーエプソン株式会社
- キヤノン株式会社
- 株式会社リコー

# ■ NECディスプレイソリューションズ

## 【法人向け国内リサイクルシステム】

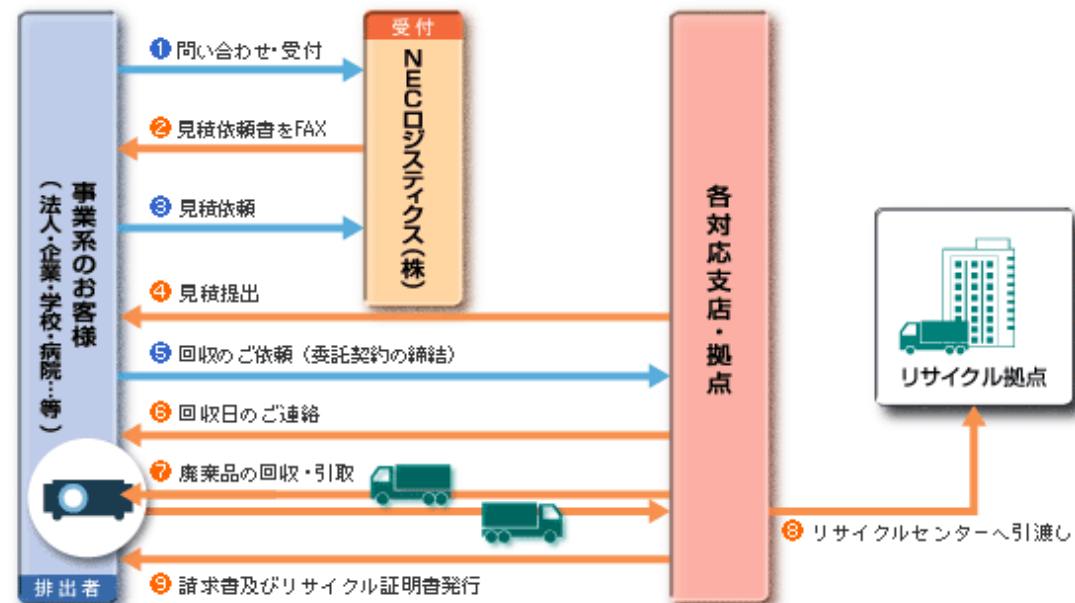
### プロジェクターのリサイクル

● [リサイクルシステム Q&A](#)へ

#### 法人向け使用済みプロジェクター

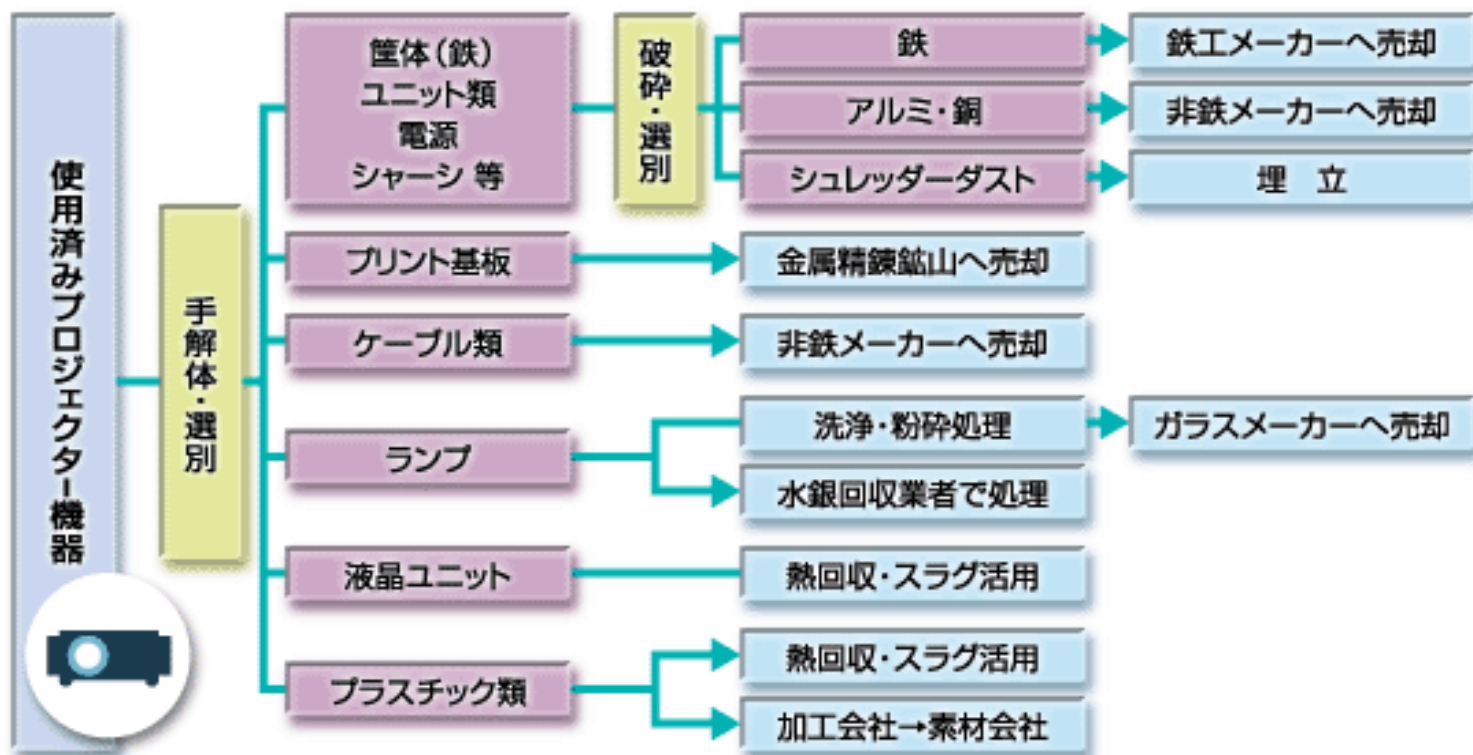
- **対象商品**- 使用済みとなったプロジェクター機器
- **回収方法**- 当社指定の輸送会社が、お客さまの元へ直接回収に伺います。  
📄 [回収申込書](#)、記入例は[こちら](#)(Microsoft EXCEL:89KB)
- **処理費用**- お申し込み後、見積書を送付させていただきます。

#### お申し込みから再資源化までの流れ



## ■ NECディスプレイソリューションズ

### リサイクル/リユースフロー



# ■セイコーエプソン株式会社

## 法人系使用済み情報処理機器の回収・リサイクルシステムについて

セイコーエプソングループは2002年2月より、法人のお客様の利便性を高めた広域認定制度の活用による使用済み情報処理機器の回収・リサイクルシステムを運用しています。

- ☐ セイコーエプソングループのリサイクルシステム
- ☐ セイコーエプソングループの回収・再資源化実績

### - パソコン4品目以外

製品区分	事業系 家庭系	回収重量 (kg)	回収台数 (台)	再資源化処理量 (%)	資源再利用量 (kg)	資源再利用率 (%)
インクジェットプリンター	事業系	1,029.1	139	1,029.1	764.4	74.3
インパクトドットプリンター	事業系	486.8	29	486.8	380.1	78.1
レーザープリンター	事業系	14,578.0	317	14,578.0	10,844.6	74.4
大判インクジェットプリンター	事業系	1,363.9	23	1,363.9	1,120.0	82.1
イメージスキャナー	事業系	549.6	34	549.6	405.9	73.9
サーバー（ラック含む）	事業系	227.0	13	227.0	205.7	90.6
液晶プロジェクションTV	事業系	37.2	1	37.2	30.2	81.3
液晶プロジェクター	事業系	55.8	12	55.8	36.3	65.0

# ■ キヤノン株式会社

環境への取り組み

## キヤノン グリーンリサイクルサービス 概要

オフィスでご不要になりました、使用済みキヤノン製事務機器を回収して、再利用・再資源化処理を致します（有償）

※ 家庭から出る廃棄物は一般廃棄物となりますのでお取扱いできません。お住まいの地方自治体の指示に従って排出してください。

## 廃棄物処理に関する認可について

キヤノンマーケティングジャパン株式会社は、平成15年10月30日に「広域再生利用指定制度」の「指定」を、環境大臣より受けました。（指定番号第147号）

「広域認定制度」が新設されましたので、平成17年5月11日に「指定」を廃止して認定を受けました。（認定番号第70号）

## 広域認定制度とは

製品が廃棄物となったものであって、その廃棄物の処理を製品の製造、販売などの事業を行う者が、広域的に行うことにより、廃棄物の減量や適正な処理が確保されることを目的として、廃棄物処理業に関する法制度の基本である地方公共団体毎の許可を不要とする制度です。

# キヤノン株式会社

## 対象製品

以下のカテゴリーのキヤノン製品が対象になります。

## 複写機

複写機、複合機

## 通信機器

ファクシミリ、ファクスホン、デジタルホン・システム、テレビ会議システム、  
インフォメーションディスプレイ

## 印刷機

デジタル印刷機

## マイクロ機器

電子ファイル、マイクロフィルム機器

## 計算機

電子式卓上計算機、電子辞書

## 関連機器

シュレッダー、製本機、コインベンダー

## その他

ソーター/ペディスタルなど、接続機器

## パーソナルコンピューター

デスクトップパソコン、ノートブックパソコン、ハンディターミナル

## 外部機器装置

ハードディスクユニット、フロッピーディスクユニット、光磁気ディスクユニット、メモリーカード

## 入出力装置

プリンター、ディスプレイ、キーボード、マウス類、スキャナー、リーダー、カメラ、プロジェクター

## ワードプロセッサ

デスクトップパブリッシングシステム、ワードプロセッサ、電子タイプライタ

# ■ 株式会社リコー

## 使用済製品 回収システム

<a href="#">TOP</a>	<a href="#">リコーのリサイクル</a>	<a href="#">料金のご案内</a>	<a href="#">お問い合わせ先</a>	<a href="#">FAQ</a>
---------------------	---------------------------	------------------------	-------------------------	---------------------

[← 「使用済み製品・カートリッジ回収」のトップに戻る](#)

日頃はリコー製品へのご愛顧を賜り誠に有難うございます。

近年、経済発展に伴う大量生産・消費・廃棄の結果、地球環境への影響が深刻な問題となっており、循環型社会への転換が急がれております。

リコーグループは、地球市民として政府の提唱している「環境型社会システム」の構築に向け3R(リデュース・リユース・リサイクル)を積極的に推進し、環境のトップランナーとしてのご評価を頂いております。



### 広域認定制度とは

廃棄物処理法の特例制度。使用済みの自社製品を産業廃棄物として扱い、広域的・全国的な回収・リサイクルを実施するために、製造事業者((株)リコー)が環境省に申請し、大臣が認定する制度です。

# 株式会社リコー

## 回収・処理の仕組み

